

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認申請書の提出を求める公示

この公示は、山陰近畿自動車道既設伝送装置改修工事の実施を希望し、下記の応募要件を満たす者の有無を確認するために、参加意思確認申請書の提出を招請するものである。

公募の結果、以下の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定者との随意契約手続に移行するものとする。

また、応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定者と当該応募者による競争入札に移行するものとする。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事（発注者指定型）」の対象である。

本工事が競争入札に移行した場合は、「低入札価格調査制度」を適用し、京都府電子入札システムによる電子入札対象案件とする。

令和6年10月29日

京都府道路公社理事長 神 敏郎

1 工事内容

- (1) 工 事 名 山陰近畿自動車道 既設伝送装置改修工事
- (2) 工事番号 6-7附建第312号の1の2
- (3) 工事場所 宮津市字喜多～京丹後市大宮町森本 地内
- (4) 工事概要 伝送装置改造 1式
電話交換設備改造 1式
- (5) 工事期間 契約日の翌日から令和8年3月25日まで

2 工事の目的

本工事は、令和8年度から山陰近畿自動車道の交通管理管制業務を舞鶴大江管制室から与謝管制センターに移転するにあたり、ネットワーク構築に必要な既設伝送装置（非常電話受付台、業務電話、諸設備）の改修を行うものである。

3 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒624-0123 舞鶴市字大俣小字洞中宮ノ浦 76
京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所総務契約課
電話番号 (0773) 83-0074
ファクシミリ番号 (0773) 83-0194

4 応募要件

許可の種類	電気通信工事業に係る特定建設業の許可
認定業種	電気通信工事
認定等級	資格有り
総合点	電気通信工事の総合点が1,000点以上

施 工 実 績	国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する法人が発注する工事で、平成21年度以降に完工した「道路管理用の伝送交換設備工事」の元請（元請とは、単体で受注したもの又は甲型共同企業体で受注したもので出資比率が1を出資者数で除した割合の60パーセント以上のもの、又は、乙型共同企業体で受注したもので、出資比率にかかわらず構成員として施工を行った分担工事に限る。）としての実績を有する者であること。ただし、本件工事における主要機器の製造に係る設計管理、工程管理及び検査・試験等の品質管理に関し、自社において実施できる技術的能力及び社内体制を備えているものであること。 なお、検査・試験等の品質管理に関する部署は、設計管理及び工程管理に関する部署と独立しているものであること。
配置予定技術者	監理技術者又は主任技術者として、「電気通信工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工場製作及び工事現場に配置するとともに、工事現場においては専任で配置できる者であること。 ただし、工場製作のみの期間の技術者とそれ以外の期間の技術者とは同一の者である必要はないが、別の技術者を配置する場合は、それぞれの技術者が上記の条件を満たしている必要があるとともに、その旨、配置予定技術者調書に明記すること。 なお、工場製作過程のみの期間の技術者については、本件工事に係る製作に専任することを要しない。
その他	下記（１）から（７）のとおり

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- （２） 10 に示す参加意思確認申請時の提出書類（以下「申請書等」という。）の提出期間の最終日から契約日までの期間において、本公社及び京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）がなされていないこと。
- （３） 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査について、申請書等の提出の時点において有効な結果通知を受けている者であること。
- （４） 上表における許可の種類とは、建設業法第 3 条の規定による建設業の許可の種類をいう。
- （５） 上表における認定業種、認定等級及び総合点とは、令和 6 年度京都府建設工事競争入札参加資格の審査結果通知書（令和 6 年 4 月 1 日付け 6 指第 100 号）における工事の種類、等級及び総合点をいう。
- （６） 上表における施工実績については、当該法人又は個人が元請として施工した実績でなければならない。
- （７） 上表における配置予定技術者については、当該法人又は個人が直接雇用する技術者でなければならない。

- 5 特定者の所在地、商号又は名称
大阪市中央区城見 2 丁目 2 番 6 号
富士通 J a p a n 株式会社 関西公共ビジネス統括部
- 6 特定者との契約予定価格
425, 331, 500 円（税込み）
- 7 手続のスケジュール

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
公募説明書*の配布期間	令和6年10月29日(火)午前9時から 令和6年11月5日(火)午後5時まで	8のとおり
申請書等の受付	令和6年11月7日(木)午前9時から 令和6年11月8日(金)午後5時まで	9、10のとおり
質問書の受付	令和6年11月5日(火)午後5時まで	11のとおり
回答書の閲覧	令和6年11月7日(木)	11のとおり

※参加意思確認公募手続に関する説明書（以下「公募説明書」という。）

8 公募説明書の入手方法

7に示す配布期間（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に、3の契約条項を示す場所へ問い合わせの上、入手すること。

なお、公募説明書は、CDの交換により配付するので、新しいCD-R（700MB程度）を1枚持参すること。

9 申請書等の審査

本工事に参加を希望する者は、申請書等を提出し、応募要件の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（1）提出方法

7に示す受付期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に、申請書等を3の契約条項を示す場所に持参すること。（郵送提出は認めない。）

（2）その他

ア 申請書等の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 申請書等はA4版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、本公社において無断使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、本工事への参加を認めないとともに、本公社及び京都府が指名停止措置を行うことがある。

10 参加意思確認申請時の提出書類

（1）参加意思確認申請書（別記様式1）

（2）応募要件確認資料

ア 同種工事の施工実績調書（別記様式2）

応募要件を満足していることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件、別記様式2に記載すること。

イ 配置予定技術者調書（別記様式3）

応募要件を満足していることを判断できる配置予定技術者の資格を別記様式3に記載すること。この場合において、配置予定技術者として、参加意思確認申請時に配置予定者が特定できない場合には、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする。

また、配置予定技術者に求める恒常的な雇用関係とは、参加意思確認申請の日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

直接的恒常的雇用関係を証明するものとして健康保険被保険者証の写しを提出する際

には、保険者番号及び被保険者等記号・番号等をマスキング（黒く塗りつぶすなどして、保険者番号及び被保険者等記号・番号等が復元できない状態にすること）した上で、提出すること。

ウ 確認資料

アの同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写しを提出すること。

また、イについては、配置予定技術者の資格要件を証明するものの写し、自社と直接かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写しを提出すること。

なお、(財)日本建設情報総合センターの運営する実績情報システム（コリンズ）において、認定業種と同種工事（建設業法上の許可業種又は工種が認定業種と一致しているもの）の施工実績の登録がある場合には、「工事カルテ受領書」、「登録内容確認書」の写しをもって代えることができる。

(3) 業態調書（別記様式4）

単体の建設業者又は官公需適格組合の代表者を役員等とする組合員で次のアからオまでのいずれかに該当する者がある場合、その者を別記様式4に記載すること。なお、該当する者がいない場合、別記様式4の提出は不要とするが、該当する者がいない旨を記載して参加意思確認申請したものとする。

ア 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2の規定による親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（会社法第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある者

イ 親会社等を同じくする子会社等同志の関係にある者

ウ 一方の会社等の役員（個人事業主及び組合の役員を含む。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている者

エ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

オ その他アからエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

11 申請書等、応募要件及び公募説明書に関する質問回答

(1) 質問については、別記様式に記入し、7に示す期限までに、ファクシミリで3の契約条項を示す場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）

(2) 回答については、申請書等及び応募要件に関する質問にあつては速やかに、公募説明書に関する質問にあつては7に示す日に3の契約条項を示す場所で閲覧する。

12 審査結果の通知

申請書等を受け付けた後、審査結果について電話及び書面にて通知する。また、応募要件を満たさなかった者には、要件を満たさない旨及び理由を、電話及び書面にて通知するものとする。（別記様式5、6）

13 応募要件を満たさないと認められた者に対する理由の説明

応募要件を満たさないと認められた者は、本公社に対して、応募要件を満たさないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）を経過する日まで（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に持参した場合に限り、説明を求めることができる。

（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

14 契約者の決定方法

- (1) 応募要件を満たす者がいると認められる場合においては、特定者及び応募要件を満たす者による、指名競争入札により契約の相手方を決定するものとする。
- (2) 次のいずれかに該当する場合においては、地方自治法施行令第167条の2の規定により、特定者との随意契約手続に移行するものとする。なお、申請書等の内容に虚偽が判明した場合は、応募要件を満たさないものとして取り扱う。
 - ア 申請書等の提出者がいない場合
 - イ 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合
 - ウ 応募要件を満たしている者が、審査結果の通知後、契約を締結する前に、応募要件を満たさないこととなり、応募要件を満たす者がいないこととなった場合
 - エ 申請書等を提出している者が申請を取り下げ、申請書等を提出している者がいないこととなった場合
 - オ 応募要件を満たしている者が、審査結果の通知後に入札又は見積りを辞退し、入札又は見積りをする者がいない場合

15 指名競争入札に移行し入札を実施した場合の落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、本入札は低入札価格調査制度を適用するため、調査基準価格未満の入札がある場合は、調査の結果、以下の(1)及び(2)を満足する者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格であること。
- (2) 契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められないこと。

なお、低入札調査に伴い開札後落札決定を保留する場合において、保留期間中に本公社及び京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けた者の行った入札は無効とする。

16 支払条件

- (1) 前払金
 - ア 各年度の出来高予定額の4割以内の金額を前払いする。ただし、指名競争に移行し入札を実行した結果、調査基準価格未満で契約する工事（以下「低入札工事」という。）においては、各年度の出来高予定額の2割以内の金額を前払いする。
 - イ 各会計年度前金払を行う。
- (2) 中間前払金
 - 「京都府道路公社公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に従い、各年度の出来高予定額の2割以内の金額を中間前払金として支払う。
- (3) 部分払
 - 各年度の出来高予定額が100万円以上1,000万円未満の場合は1回、1,000万円以上3,000万円未満の場合は2回、3,000万円以上の場合は3回を限度として部分払いする。
- (4) 中間前金払と部分払の選択
 - 「京都府道路公社公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に定めるところによる。

17 その他

- (1) 令和 5・6 年度競争入札参加資格審査申請において官公需適格組合証明書の写し及び組合員名簿を提出していない事業協同組合並びに令和 6 年度に組合員名簿を提出していない官公需適格組合は、申請書等を提出することができない。

なお、官公需適格組合と組合員とが重複して申請書等を提出をした場合にあっては、当該組合と当該組合員の双方に対して、応募要件を満たさない者として取り扱う。

この場合に限って、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、京都府道路公社工事等競争入札心得第 9 条第 2 項の規定に抵触しないものとする。
- (2) 経常建設共同企業体の構成員として登録した建設業者（申請済みで認定通知を受けていない者も含む。）は、土木一式工事の入札へは、単独で申請をすることができない。土木一式工事以外の入札については、単独で申請をすることができる。
- (3) 当該工事に参加を希望する者は、本公示文、公募説明書及び契約書を熟読し、申請書等を作成すること。
- (4) 指名競争入札に移行し、入札を実施する場合において、契約を締結するまでに落札者が本公社及び京都府の指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (5) 契約予定価格以下で応札できない場合は、申請書等を提出することができない。
- (6) 調査基準価格を下回った入札を行った旨の連絡を 3 に定める組織から受けた者は、低入札調査に協力すること。

また、契約締結後においても検査時その他の時に、低入札調査における提出資料の適正な履行を確認する資料の提出を求めることがあるので協力すること。
- (7) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。

また、技術者の配置については、京都府道路公社ホームページに掲載されている「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）に規定する、専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事の場合は、技術者を専任配置すること。

ただし、低入札工事においては、監理技術者又は主任技術者に加え、3 の要件を満足する技術者（以下「補助技術者」という。）を 1 名配置すること。補助技術者は、配置予定技術者調書に記載されている技術者である必要はない。

なお、低入札工事において配置予定技術者は建設業法施行令第 27 条の第 2 項に該当する場合であっても他工事と兼任することはできず、補助技術者は現場代理人と兼任することはできない。
- (8) (6) への非協力（提出した資料が受理されなかった場合を含む。）が確認された場合においては、本公社及び京都府が指名停止措置を行うことがある。

ただし、あらかじめ参加意思確認申請書（別記様式 1）において、「低入札価格調査における意向確認」を「意向なし（低入札価格調査における資料を提出しません）」としていた者については、この限りではない。
- (9) (7) の遵守違反が確認された場合においては、本公社又は京都府が指名停止措置を行うことがある。
- (10) 資本関係・人的関係等のある会社等は、14（1）による指名競争入札に同時に参加することができない。なお、詳細は京都府ホームページに掲載されている「資本関係、人的関係等のある会社の同一入札への参加制限について」のとおりとする。
- (11) 14（1）による指名競争入札において、(10) に該当する本入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とする。ただし、そのうちの二者が入札をするまでにその者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。
- (12) 「週休 2 日制工事（発注者指定型）」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (13) その他、指名競争入札に移行し入札を実施する場合の手続等については審査結果の通知

後、特定者及び応募要件を満たす者に対して別途通知する。